

○草加市いきいき消費生活条例

平成19年3月20日

条例第12号

草加市消費者保護条例(昭和53年条例第18号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 消費者の権利支援(第10条—第19条の2)

第3章 草加市消費生活審議会(第20条—第28条)

第4章 調査、指導、勧告等(第29条—第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の消費者としての権利の尊重及びその自立の支援をするため、消費者の権利並びに市及び事業者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、市の実施する施策の基本的な事項を定め、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品 消費者が消費生活において使用する物をいう。
- (2) サービス 消費者が消費生活において使用し、又は利用するもので商品以外のものをいう。
- (3) 消費者 商品又はサービスを使用し、又は利用して消費生活を営む者をいう。
- (4) 事業者 消費者に対して消費生活の用に供する商品又はサービスの製造、販売、提供その他これらに類する行為を業として行う者をいう。
- (5) 消費者団体 消費者が消費生活の安定のため自主的に組織する団体をいう。
- (6) 取引 契約の締結についての勧誘、契約の締結その他これらに類する行為をいう。

(消費者の権利)

第3条 第1条に規定する目的を達成するに当たっては、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本とするものとする。

- (1) 商品又はサービスにより生命、身体又は財産が侵されない権利
- (2) 商品及びサービス(以下「商品等」という。)について適正な表示を求める権利
- (3) 適正な取引環境の下で取引を行う権利
- (4) 取引により不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済される権利
- (5) 消費生活に必要な情報を適切かつ速やかに提供される権利
- (6) 消費者の意見が市の施策及び事業者の事業活動に適正に反映される権利
- (7) 自立して消費生活を営むために必要な学習の機会が提供される権利

(消費者の役割)

第4条 消費者は、自立した消費者を目指し、自ら進んで消費生活について必要な知識を習得するとともに、消費者相互の連携及び組織化を図る等自主的かつ合理的に行動するよう努め、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たさなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者及びその団体は、第1条に規定する目的を達成するため、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差を考慮し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 商品等を提供するに当たって、消費者の安全を確保すること。
- (2) 商品等の品質の向上を図り、商品等を適正な価格で提供し、及び公正な取引を行うこと。
- (3) 消費者との取引に際して、商品等の選択に必要な情報を消費者に提供し、並びに消費者の知識及び財産の状況等に配慮し、公正かつ自由な競争に努めること。
- (4) この条例及びその他関係法令を遵守するとともに、苦情処理体制の整備を図り、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理すること。
- (5) 本市の実施する施策に協力すること。

2 事業者及びその団体は、その提供する商品等に関して環境の保全に配慮するとともに、その事業活動について消費者の意見を反映させて、消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(平22条例9・一部改正)

(市の責務)

第6条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の権利の尊重とその自立支援に関する必要な施策を策定し、及び実施すること。
- (2) 消費者の安全の確保に関する必要な施策を策定し、及び実施すること。
- (3) 施策の策定及び実施に当たっては、消費者、事業者等の意見及び提案を反映するよう努めること。
- (4) 消費者の自主的な組織の支援に努めること。

(平22条例9・一部改正)

(消費者団体の役割)

第7条 消費者団体は、第1条に規定する目的を達成するため、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めなければならない。

2 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進できるよう必要な施策を講ずるものとする。

(環境への配慮)

第8条 市は、消費生活が環境の保全に配慮して営まれるよう、知識の普及及び情報の提供を行うとともに、必要な施策を講ずるものとする。

(消費者教育の推進)

第9条 市は、消費者が自主性をもって、健全な消費生活を営むことができるように、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供を推進するとともに、消費生活に関する教育の充実を図るため、必要な施策を講じなければならない。

第2章 消費者の権利支援

(安全の確保)

第10条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産を侵し、又は侵すおそれのある商品等を提供してはならない。

2 事業者は、商品等について危害の防止、品質等の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、その商品等が危険商品等であることが明らかになったときは、直ちにその危険商品等の公表、回収、改善その他安全の確保のために必要な措置を講じなければならない。

(表示の適正化)

第11条 事業者は、消費者が商品等の購入又は使用に際し、その内容等を誤認することを防止するため、当該商品等の品質、供給単位、単位価格、量目、価格、製造年月日、取扱方法、取引方法等その他必要な事項を、見やすい場所に適正に表示するよう努めなければならない。

2 市長は、必要のあるときは、表示に関し、事業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(計量の適正化)

第12条 事業者は、商品等の供給に際し、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

2 市長は、消費者と事業者との間の取引に際し、適正な計量が確保されるよう必要な施策を講じなければならない。

(包装等の適正化)

第13条 事業者は、商品等の内容を誇張し、又は廃棄物の量を増大させる等必要以上の過大な包装及び容器の使用をしないよう努めなければならない。

2 市長は、必要のあるときは、商品の包装及び容器に関し、事業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(保証、修理等の徹底等)

第14条 事業者は、商品等について消費者に提供後の保証、修理、回収等(以下「保証、修理等」という。)の内容を明示するとともに、その徹底を責務とする。

2 市長は、必要のあるときは、保証、修理等に関し、事業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(不当な取引行為の禁止)

第15条 事業者は、消費者と取引を行う場合は、次に掲げる行為(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

- (1) 次に掲げる不当な方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
 - ア 取引の意図を隠して接近し、又は取引に関して重要な情報を提供しないこと。
 - イ 誤解を生じさせるおそれのある情報を提供すること。
 - ウ 長時間にわたって執ように取引をするよう勧誘すること。
 - エ 心理的不安に陥れて取引を勧誘すること。
 - オ 電気通信手段を介して一方的かつ大量に広告宣伝等を送信すること。
- (2) 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為
- (3) 契約に基づく債務の履行を不当に要求し、又は契約に基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為
- (4) 消費者の正当な理由に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除又は取消し(以下「取消等」という。)について、次に掲げる行為
 - ア 取消等を妨げる行為
 - イ 取消等によって生じる債務の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
 - ウ 契約が取消等になったにもかかわらず、再度取引を勧誘する行為
- (5) 消費者が他の事業者から商品等を購入することを条件又は原因として、当該消費者に対して、購入に要する資金の貸付けその他の信用の供与をする契約行為について、次に掲げる行為
 - ア 不当な契約の締結を勧誘し、又は締結させる行為
 - イ 不当な手段で債務の履行を迫り、又は履行させる行為
 - ウ 明らかに消費者の所得に見合わない契約を複数回にわたって締結させる行為(生活必需物資の調査等)

第16条 市長は、必要に応じ市民の消費生活に密接な関連性を有する物資(以下「生活必需物資」という。)について、流通機構の実態を調査するとともに、価格の動向及び需要の状況に関する情報の収集に努め、その結果を消費者に提供するものとする。

(生活必需物資の供給等の要請)

第17条 市長は、生活必需物資の供給量が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はそのおそれがあると認めるときは、事業者に対し、生活必需物資の供給等その確保及び適正な価格の維持に必要な措置を講じるよう要請することができる。

(消費生活協定の締結等)

第18条 市長は、消費者行政の推進に当たって、消費者の信頼を確保するための事業者の自主的な取組を促進するとともに、消費者の権利の尊重、物価の安定及び良心的な経営に努める事業者の振興を図るため、事業者又は事業者の団体との間に協定(以下「消費生活協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、消費生活協定を締結し、変更し、又は解除したときは、その内容を公表するものとする。

(苦情の処理)

第19条 消費者は、商品等の内容の欠陥及び商品等の取引により著しく不利益を受け、又は受けるおそれのある場合、市長にあつせんその他適当な措置をとることを申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出について、次条に規定する草加市消費生活センターにおいて専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申出を受け、必要があると認めるときは、速やかにあつせんその他適切な措置をとるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による申出について、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず解決することが困難で、かつ、消費者に著しい影響が生じ、又は生じる可能性があることを認めるもの(以下「紛争」という。)を草加市消費生活審議会の調停に付すことができる。

(平22条例9・一部改正)

(消費生活センター)

第19条の2 市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条第2項の規定により、草加市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)を設置する。

- 2 消費生活センターは、前項の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 法第8条第2項各号に掲げる事務
 - (2) その他市長が必要と認める事務
- 3 法第10条の2第1項に規定する条例で定める消費生活センターの組織及び運営等に関する事項は、規則で定めるところによる。

(平22条例9・追加、平27条例37・一部改正)

第3章 草加市消費生活審議会

(設置及び所掌事項)

第20条 市民の消費生活の安定及び向上を図るため、草加市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 市長の諮問に応じ、消費生活に関し必要な事項を調査審議すること。
 - (2) 第19条第4項に規定する紛争の調停をすること。
 - (3) 第33条第2項に規定する公表について意見を述べること。
 - (4) 消費生活に関する重要事項について、市長に意見を述べること。

(組織)

第21条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 消費者
- (3) 事業者

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(紛争調停小委員会)

第25条 会長は、審議会に付託された紛争の調停を行うため、審議会に会長が指名する3人以上の委員で組織する紛争調停小委員会を置くことができる。

(関係者の出席)

第26条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第27条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第28条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 調査、指導、勧告等

(消費生活モニター)

第29条 市長は、商品等の品質、量目、包装、価格、サービスの内容等について調査し、並びに消費生活に関する情報及び意見を収集するため、消費生活モニターを置くものとする。

(市長に対する申出)

第30条 消費者は、この条例に違反する事業者の活動又はこの条例に定める市の措置が講じられないことにより、消費者の権利が侵されている疑いがあるときは、市長に対しその旨を申し出て、必要な措置をとるよう求めることができる。

(不適正な事業行為等の調査)

第31条 市長は、事業者が次に掲げる行為(以下「不適正な事業行為等」という。)を行い、若しくは行うおそれがあると認めるとき、又は前条に規定する消費者からの申出があったときは、その実態を調査し、改善指導その他必要な措置をとるものとする。

(1) 商品又はサービスにより消費者の生命、身体又は財産を侵す行為

(2) 第11条から第14条までの規定により定めた基準又は事業者が遵守すべき事項に違反する行為

(3) 第15条に規定する不当な取引行為
(立入調査等)

第32条 市長は、法第23条第2項の規定により、法の施行に必要な限度において、市内に事務所、事業所その他その事業を行う場所(以下「事務所等」という。)が所在する事業者に対し、報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所等に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において物品を集取させることができる。ただし、物品を集取するときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 市長は、第19条第3項又は第4項の規定によりあっせん等を行う場合において、調査のため必要があると認めたときは、当該事業者に対し、関係資料の提出を求めると又はその職員をして当該事業者の事務所等に立ち入らせ、書類その他物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を要請することができる。

3 市長は、前項に規定する協力要請に対し、事業者が資料を提出しないとき、又は立入調査への協力を拒んだときは、協力要請の理由を付した書面により、改めて資料の提出又は立入調査について協力を要請するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により立入調査、質問又は物品の集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平22条例9・一部改正)

(是正等の勧告及び公表)

第33条 市長は、次のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し不適正な事業行為等を是正し、あっせん等又は要請に応ずるよう勧告することができる。

(1) 第17条又は前条第2項に規定する要請に応じないとき。

(2) 第19条第3項の規定によるあっせん等が不調のとき。

(3) 事業者による不適正な事業行為等が行われたと認められるとき。

2 市長は、事業者に対し前項の規定による勧告をしたときは、その経過及び事実を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。
(国又は他の地方公共団体との協力)

第34条 市長は、不適正な事業行為等を行っていると思われる事業者の事務所等の所在地が市の区域外にあるときは、国又は当該区域の地方公共団体の長に対し、必要に応じその状況を通知し、是正の協力を要請するものとする。

2 市長は、国又は他の地方公共団体の長から、法令に定めるもののほか、市内に事務所等を有する事業者について、不適正な事業行為等の是正の協力又は情報の提供の要請があったときは、協力するものとする。

(平22条例9・一部改正)

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に草加市消費者保護条例第22条の規定により委嘱された委員は、第21条の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、同条例第22条の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成22年条例第9号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第37号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。